

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 27 日

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う  
建築設備の部品供給の延滞等への対応について

平素より建築行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品の供給が滞っていることから、日本国内の建築工事において、これらの設備等の納品が遅れ、工期が延びる事態が想定されます。

このような事態を受け、別添のとおり、各特定行政庁及び指定確認検査機関宛てに、完了検査の円滑な実施について通知しましたので、お知らせいたします。

なお、トイレ、システムキッチン、ユニットバス等の設備を未設置とする「軽微な変更」や「計画変更」については、完了検査申請の委任元である建築主に十分に説明したうえで行われますようお願いいたします。

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課 高木、矢吹

TEL : 03-5253-8513

国住指第 3960 号  
令和 2 年 2 月 27 日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長



### 完了検査の円滑な実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、トイレ、システムキッチン、ユニットバス、ドア等の建材・設備の部品の供給が滞っていることから、日本国内の建築工事において、これらの設備等の納品が遅れ、工期が延びる事態が想定されます。この場合、これらの設備等が未設置の状態ですべての工事を完了させ、完了検査の申請がなされることが予想されます。

このような案件については、個別の申請者からの相談に応じて、下記の事項に留意の上、軽微な変更該当する場合には、完了検査を速やかに実施するとともに、軽微な変更該当しない場合には、計画変更の手続き及び完了検査を速やかに実施していただきますようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

### 記

1. 軽微な変更該当する場合は、完了検査申請書の第三面【10. 確認以降の軽微な変更の概要】欄に、変更内容が記載されていることを確認の上、完了検査を速やかに実施してください。
2. 軽微な変更該当しない場合は、原則として計画変更となるため、申請者に対しては時間的余裕をもって対応するよう周知してください。

3. 住宅の建築工事の場合、確認済証の交付を受けた内容から一部の設備等がないことをもって、「住宅」として工事が完了していないといった扱いをすることのないよう、柔軟に対応してください。

以上

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課 高木、矢吹

TEL : 03-5253-8513

事 務 連 絡  
令和 2 年 3 月 31 日

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した業務の実施について

平素より建築行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、各特定行政庁及び各所管行政庁並びに各指定機関に対し、感染予防のために当分の間、業務の実施にあたって留意すべき事項について、別添のとおり通知しましたので、お知らせいたします。

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課 高木、矢吹  
TEL : 03-5253-8513

別添

国住指第 4650 号  
令和 2 年 3 月 31 日

各都道府県 建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した建築確認検査業務等の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、当分の間、建築確認検査業務等の実施にあたっては、下記の点に留意されるようお願いいたします。

貴職におかれましては、貴管内の特定行政庁、所管行政庁に対してこの旨周知いただきますようお願いいたします。

また、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関に対しては、別添のとおり通知していますので、参考にお知らせいたします。

記

建築確認検査業務等の実施にあたっては、電子申請又は郵送による申請の受付、電話等による情報の確認等を最大限活用するとともに、業務の効率的な実施、業務時における換気や咳エチケットの徹底を行う等、感染予防に最大限配慮すること。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 高木、矢吹

TEL : 03-5253-8513

各指定確認検査機関（大臣指定）  
各指定構造計算適合性判定機関（大臣指定）  
各指定認定機関  
各指定性能評価機関

の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した業務の実施について

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、当分の間、業務の実施にあたっては、下記の点に留意されるようお願いいたします。

なお、地方整備局長指定又は都道府県知事指定の指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

1. 業務の実施にあたっては、電子申請又は郵送による申請の受付、電話等による情報の確認等を最大限活用するとともに、業務の効率的な実施、業務時における換気や咳エチケットの徹底を行う等、感染予防に最大限配慮すること。  
なお、職員がテレワークを行う際には、関係書類の持出・保管について、各機関の定める各種規程に従い適切に行うとともに、私用メールを利用しないなど、情報管理には十分留意すること。
2. 相当数の職員の出勤が困難となったことにより、業務規程に定める緊急を要する場合として休業せざるを得なくなった場合には、各機関のホームページ等でその旨を周知するとともに、国土交通省担当宛てにメール等で報告すること。また、この際、申請者等からの電話等による問い合わせに適切に対応できる体制を整えること。

なお、業務規程において緊急時の際の業務時間・休日の取扱いを定めていない場合にあっても、同様の対応を取ることやむを得ないものとして取り扱うが、なるべく速やかに業務規程の変更申請を行うこと。

以上

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課

(指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関)

西田、畑中 TEL : 03-5253-8933

(指定認定機関)

高木、矢吹 TEL : 03-5253-8513

(指定性能評価機関)

岡野、狩野 TEL : 03-5253-8513